



トランポリン教室
NPO 江戸崎スポーツクラブ
入会案内

NPO 法人江戸崎スポーツクラブ

〒300-0506 茨城県稲敷市沼田 2593-10

<TEL> 029-811-6158

<MAIL> contact@edosakitrapline.org

<WEB> <https://edosakitrapline.org/>

※レッスン中は電話に出られない可能性があります。

定休日



日曜日と祝日が基本的にお休みとなります。
その他、夏季休業、年末年始休業があります。

- ◆夏季、年末年始の休業日はその都度、事前にお知らせいたします。
- ◆大会や合宿、研修等でスタッフが出張する場合は臨時休業となります。
- ◆災害や事故が懸念される天候の場合はお休みとさせていただく場合がございます。
- ◆臨時休業になった際の振替レッスンはございませんので、予めご了承ください。

入会に必要なもの



①入会申込書

稲敷本教室のWEBサイトからダウンロードしていただくか、当クラブでもお渡しできます。

②入会費用

入会費用の欄をご覧ください。

③身分証明書のご提示

運転免許証や健康保険証など。入会申込書の記載内容確認に拝見させていただきます。

④ゆうちょ銀行の口座

月会費の口座振替（自動引き落とし）に必要です。お持ちでない方は口座を作ってください。

入会条件



会則とは別に下記項目への同意をするものとします。

- 後述の当クラブ会則に同意していただきます。
- 原則、全クラス大会への出場、~~バッジテストの受験~~を目指していただきます。
- 茨城県体操協会主催および主管大会のお手伝いをお願いする可能性がございます。
- 当クラブの宣伝・広報・記録資料用として、写真・映像の撮影とその撮影素材の使用を許諾するものといたします。
- 小学生は当クラブ入会と同時に稲敷市スポーツ少年団へも加入となります。

入会初期費用



	料金(税込)	備考
入会金	¥10,000	
月会費	各クラスの月会費 2か月分	2か月の間に銀行口座からの振替手続きを完了していただきます。
保険料	(中学生以下) ¥800/年 (その他) ¥2,000/年 登録手数料 ¥140	スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に必ず加入していただきます。 保険期間は1年で毎年4月に更新となります。
施設費	¥7,000/年	毎年4月分の月会費と一緒に集金致します。
入会初期費用合計	【入会金 ¥10,000】+【月会費2か月分】+【保険料】+【保険登録手数料 ¥140】+【施設費 ¥7,000】 ※割引の無い場合	

会費について



- ◆会費は前納制で翌月分を毎月28日に口座から引き落としさせていただきます。
(28日がゆうちょ銀行の休業日の場合は翌営業日になります。)
- ◆1か月以上休まれる場合は休会制度がございます。休会中の月会費が2,000円(税込)となります。毎月20日までに申し出てください。

大会



- ◆規定の演技(技)ができるようになったら、中学生以下は必ず茨城県大会に出場していただきます。もちろん高校生以上も希望者は出場可能です。その他、社会人は社会人大会もあります。日々の練習の成果を発表しましょう!

クラス案内（1）



【一般クラス】

レッスン回数	週1回			週3回		
レッスン時間	1時間	1時間半	2時間半	1時間	1時間半	2時間半
対象	3歳以上推奨 ※レッスンを受けられれば可能					
月会費 (税込)	¥6,000	¥6,600	¥7,300	¥9,200	¥10,400	¥11,600
内容	本格的なトランポリンレッスンからレクリエーション、健康・体力増進まで個人それぞれに対応したレッスンをを行います。 選手として積極的に大会に出場することも可能です。					
曜日 時間帯	後のページの時間割をご覧ください。					
備考	時間は平日の 16:00～17:00のみ になります。		時間は選手クラス の時間帯になりま す。	時間は平日の 16:00～17:00のみ になります。		時間は選手クラス の時間帯になりま す。

<補足>

◆大会、バッジテストに出場する場合、クラブTシャツを購入していただきます。

<19時以降（土曜18時以降）のクラスを選択する場合の注意>

◆基本的には選手クラスのレッスンがメインであるということをご理解ください。

◆選択するにはスタッフの許可が必要です。

◆選手クラスの練習ルールに適應していただきます。

◆保護者の方はスタッフからの指示がある場合を除き、長時間の観覧を控えてください。

【障害者クラス】

レッスン回数	週1回	曜日時間帯	金曜日 15:00～16:00
対象	知的障害を持った方	月会費(税込)	¥6,000
内容	トランポリン運動を楽しみ、 健康増進を図ります。	備考	まずはご相談ください。

クラス案内（2）



【選手クラス】

レッスン回数	週6回
レッスン時間	2時間30分
対象	6歳以上推奨
月会費 (税込)	¥19,500
内容	全国大会への出場、さらに日本代表を目指すアスリートを育成します。
曜日 時間帯	月曜日～金曜日 19:00～21:30 土曜日 18:00～20:30
備考	原則的に選手クラスの練習ルール、大会遠征ルールを厳守する必要があります。

<補足>

- ◆日本体操協会の選手登録をしていただきます。
- ◆試合用ユニフォーム、クラブジャージ、クラブTシャツを購入していただきます。

<選手クラスの注意>

- ◆保護者の方はスタッフからの指示がある場合を除き、長時間の観覧を控えてください。

【ビジター（非会員の方）】

対象	3歳以上推奨	料金 (税込)	¥3,000/1回
備考	日にち、時間などお問い合わせください。		

<補足>

- ◆万が一のケガのため、個人で傷害保険への加入を推奨します。
- ◆後述の当クラブ会則に従っていただきます。

クラス時間割



	月	火	水	木	金	土	
10:00						一般クラス 10:00~11:30	
10:30							
11:00							
11:30							
12:00							
14:00						一般クラス 14:30~16:00	
14:30							
15:00					障がい者クラス 15:00~16:00	一般クラス 16:00~17:30	
15:30							
16:00	一般クラス 16:00~17:00					一般クラス 17:00~18:30	
16:30							
17:00	一般クラス 17:00~18:30					選手クラス 【週6日】 一般クラス 【時間選択】	
17:30							
18:00							
18:30							
19:00							
19:30	選手クラス【週6日】 (5歳以上推奨) 19:00~20:30 (小学生以上推奨) 19:00~21:30 一般クラス 19:00~20:30か20:00~21:30の どちらかが選択可能です。					↑	
20:00							
20:30							
21:00						土曜日は平日夜クラスが 1時間繰り上げとなります	
21:30							

◆毎月ではありませんが、大会や合宿、指導者研修など週末に開催されるため、金曜日と土曜日、また振替休業で月曜日のお休みが他の曜日比べ多くなってしまいます。予めご理解ください。

服装



- ◆運動に適した伸縮性のある服装。デニム生地など伸縮のしない服装は避けてください。
- ◆過度に金具や装飾品がついたものは避けてください。(ボタンシャツなども含む)
- ◆髪の毛を結ぶゴムなどは金具やプラスチック等が着いたゴムは避けてください。
- ◆運動中、目が隠れる恐れがあるため帽子の着用は避けてください。
- ◆トランポリンを跳ぶときはくつ下、または専用のトランポリンシューズを着用してください。裸足は原則禁止です。
- ◆施設内のフロアでは原則くつ下または上履きを着用してください。(マット運動などやる場合は裸足を指示する場合がございます。)

持ち物



- ・くつ下 ※濡れていたり、汚れが酷いものは避けてください。
- ・汗ふき用タオル ※暑くなる時期は必ずご用意ください。
- ・水分補給用ドリンク ※暑くなる時期は必ずご用意ください。

連絡に関して



- ◆当クラブから不定期に臨時休業などのお知らせを記載したメールの配信を行っています。入会申込書に必ず受信、確認のできるメールアドレスを記入してください。携帯電話会社のメールやフリーメール (Yahoo! メール、Hotmail、Gmail など) の方は当クラブからメールを受信できるように設定を必ずお願いいたします。ドメイン指定で「@edosakitrapoline.org」をセーフリストに登録してください。
- ◆欠席や遅刻の場合は電話かメールで事前にお知らせいただくとありがたいです。※電話の場合、レッスン中は電話に出ることができない可能性がありますので、メールでのお知らせをおすすめします。

施設のご利用に関して



- ◆ 駐車スペースが限られていますので、多く駐車できるよう配慮お願い致します。
車が多い場合は近くにあります「ふれあい農園」の駐車場をご利用ください。
- ◆ トイレは1つしかございませんので、あらかじめご理解ください。
- ◆ 更衣室、シャワールームはございません。
- ◆ 鍵付きのロッカー等はございませんので、貴重品の管理はご自身でお願い致します。
- ◆ レッスン前の早過ぎる到着は避けてください。
- ◆ レッスン終了後は速やかに退室してください。
- ◆ 近隣は住宅がありますので、迷惑にならないようご配慮お願いいたします。

レッスン時の注意



- ◆ スタッフの指示には必ず従ってください。
- ◆ トランポリンは複数人で跳ぶと、急激な跳ね上がりやバランスを崩して衝突する可能性があるため、1人で跳ぶものです。
(スタッフが指導する場合や、スタッフが特別に指示した場合を除きます。)
- ◆ トランポリンは順番に1人ずつレッスンします。必ず順番を守ってください。
- ◆ 待機時は跳んでいる人の集中を乱すような行為は危険を及ぼすのでしないでください。

退会



- ◆ 2か月以上連絡無く休まれた場合は自動退会となります。
- ◆ 退会する場合は会費引き落とし手続きの関係上、当該月の20日までに申し出てください。
それ以降は翌月分の会費支払いが発生してしてしまいます。

NPO 法人江戸崎スポーツクラブ稲敷本教室会則 ※必ずお読みください。入会には会則の同意が必要です。

第1条（定義）

本会則は「特定非営利活動法人江戸崎スポーツクラブ」（以下本クラブという）の会員ならびに本クラブに入会しようとする方に適用します。

第2条（目的）

本クラブは、本クラブ会員が本クラブの施設利用と指導により、技術の向上、心身の育成、健康維持、健康増進を図ることを目的とします。

第3条（会員制）

本クラブは会員制とします。

第4条（入会資格）

本クラブの入会資格は、以下のとおりとし、その項目全てに該当する方とします。

- (1) 各会員コースにおいて定める対象資格に該当する方。
- (2) 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただいた方。
- (3) 本会則に同意した方。
- (4) 暴力団関係者でない方。
- (5) 過去に本クラブより除名等の通告を受けていない方。

第5条（入会手続き）

1. 本クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会手続きが完了します。
 - (1) 所定の書類により入会申込手続きを行っていただきます。
 - (2) 会員区分に従って第8条に定める諸費用等を本クラブに払い込みいただきます。
2. 未成年の方が入会しようとするときは所定の申込書類により親権者の同意を得た上で、申し込みいただきます。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条（諸手続き）

1. 会員は入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただきます。
2. 本クラブより会員の連絡先（住所、電話、メールアドレス）に通知する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行き、通知をもってその効力を有するものとします。

第7条（個人情報保護）

本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

第8条（諸費用）

1. 会員区分毎の諸費用は別に定めます。
2. 会員は別に定める諸費用納入期日までに、それぞれの諸費用を払い込みいただきます。
3. 会員は実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格喪失までの諸費用をお支払いいただきます。
4. 一旦納入した諸費用は、原則として返還できません。
5. 諸費用は毎月28日までに翌月分を納入するものとします。

第9条（会員資格の取得）

第5条の手続きが完了し、手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、会員資格を取得したものとします。

第10条（会員資格の相続・譲渡）

本クラブの会員資格は他の方に相続・譲渡できません。

第11条（ビジター）

本クラブの一部の会員制度においては以下の条件を満たすことにより、会員以外の方（以下ビジターという）も、本クラブ諸施設を利用いただくことができます。

- (1) 会員の同伴。
- (2) 別に定める施設利用料の支払い。
- (3) 第13条の遵守。
- (4) 本クラブが許可した方。

第12条（その他会員以外の施設利用）

本クラブは、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の施設利用を認めることができます。

第13条（諸規則の遵守）

会員は本クラブ諸施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。また、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第14条（禁止事項）

会員は、施設内にて次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
- (2) 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発したり、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げ、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 法令や公序良俗に反する行為。
- (7) 刃物など危険物の館内への持ち込み。

(8) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、諜報行為。

(9) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。

第 15 条（損害賠償責任免責）

1. 会員が本クラブ諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本クラブは本クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本クラブは本クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第 16 条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブ諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により本クラブまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。ビジターについても同様とし、会員が連帯して責を負うものとします。

第 17 条（会員資格喪失）

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第 19 条に定める退会を申し出、本クラブがこれを承認したとき。
- (2) 第 20 条により除名されたとき。
- (3) 会員本人が死亡したとき。
- (4) 第 21 条により入会手続きをした施設の全部を閉鎖したとき。

第 18 条（休会）

本クラブには休会制度があります。正当な理由により本クラブが認めた場合、申し出のあった翌月より月会費を 2000 円とします。

第 19 条（退会）

1. 会員は自己都合により退会するときは、退会月の 20 日までに本クラブ所定の手続きを完了していただきます。期日を過ぎた場合、翌月分の会費の支払いが発生します。
2. 会員が本クラブに連絡無く 2 か月間施設を利用しない場合は自動退会とします。

第 20 条（会員除名）

次の各号に該当する場合、本クラブはその会員を本クラブから除名することができます。

- (1) 第 4 条の入会資格を喪失したとき。
- (2) 本クラブの会則および諸規則に違反したとき。
- (3) 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届出があったとき。
- (4) 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為があったとき。
- (5) 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
- (6) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
- (7) クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品を持ち出したとき。
- (8) 法令や公序良俗に反する行為があったとき。
- (9) 刃物など危険物を館内へ持ち込んだとき。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、諜報行為を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
- (11) 諸費用の支払いを怠ったとき。
- (14) 法令に違反したとき。
- (15) その他本クラブが本クラブの会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 21 条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

次の各号に該当するとき、本クラブは、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。事前に予定されている場合はその旨を告知します。但しこれにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- (1) 気象災害、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業等による場合。
- (4) 施設スタッフが大会や合宿等の遠征により通常運営に支障をきたす場合。
- (5) その他重大な事由によりやむを得ないとき。

第 22 条（利用の禁止）

次の各号に該当するときは施設利用を禁止します。

- (1) 暴力団関係者である場合。
- (2) 集団感染するおそれのある疾病を有する場合。
- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する場合。
- (4) 過去に本クラブより除名の通告を受けていた場合。
- (5) その他、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。

第 23 条（利用の一部制限）

次の各号に該当するときは施設利用を一部制限します。

- (1) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。
- (2) 医師から運動を禁じられているとき。
- (3) 妊娠しているとき。
- (4) 第 20 条に抵触する恐れがあると施設スタッフが判断し、注意・勧告を行う場合。
- (5) その他、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。

第 24 条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

- (1) 本クラブは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用について本クラブが必要と判断したときは変更することができます。
- (2) 前項同様に施設運営システムを、本クラブが必要と判断したときは変更することができます。
- (3) 前 2 項を変更するとき、本クラブは事前に、会員にこれを告知します。

第 25 条（会則の改訂）

本クラブは、会則等の改訂を行う事ができます。なお、改訂を実施するときは、本クラブは予め告知し、改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとします。

第 26 条（休業日）

日曜、祝祭日、年末年始、夏季休業、冬季休業の定休と施設スタッフが帯同する大会・合宿等の当日および翌日を臨時休業とします。年末年始、夏季休業、冬季休業、臨時休業はその都度会員に通知いたします。

平成 28 年 7 月 21 日制定

個人情報保護方針

特定非営利活動法人江戸崎スポーツクラブ（以下「本クラブ」といいます）は、会員からお預かりした個人情報の重要性を認識し、以下の基本方針に基づき個人情報保護に努めてまいります。

1. 個人情報保護に関する法令等の遵守

本クラブは個人情報保護に関して適用される法令・規範を遵守し、本クラブが所有する個人情報の保護に努めます。

2. 個人情報の収集、利用

本クラブは個人情報の利用目的を明確にし、必要な範囲内で公正かつ適正な手段により個人情報の収集、利用を行います。主な利用目的は本クラブの運営、運営に関するプログラムや大会情報のお知らせ、宣伝、調査、データ集積、データ分析、各種大会・検定会の申し込み。その他前述に付随する業務の実施。

3. 個人情報の管理

本クラブは個人情報を保護するため、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等の防止に努め、適切かつ慎重に管理いたします。

4. 個人情報の提供

本クラブは個人情報を、正当な理由がない限り第三者に開示・提供はいたしません。

5. 個人情報の削除・変更

本クラブは個人情報につき、ご本人より情報の削除・変更のお申し出があった場合には、合理的な範囲で必要な対応をいたします。

6. 個人情報に対する社内体制

本クラブは個人情報保護のために組織体制を整備し、継続的な改善を行うよう努めます。

7. 個人情報保護方針の継続的な見直し

本クラブは個人情報を適正に利用するとともに、その保護を徹底するためにこの方針を継続的に見直し、改善を行ってまいります。

お問い合わせ・ご相談窓口



不明な点やもっと詳しく知りたい、その他ご相談などございましたらお気軽にご連絡ください。レッスン中は電話に出られない可能性があるのに加え、施設にスタッフが常駐しているわけではございませんので、留守番電話に用件を録音していただくか、メールだと確実に返信ができますので、ご利用ください。

電話番号	029-811-6158
メール	contact@edosakitrampoline.org
WEB サイトからの 問い合わせ	https://edosakitrampoline.org/

留守番電話をご利用する場合は・・・

「お名前」、「電話番号」、「ご用件」を忘れずに録音してください。

メール、WEB サイトからの問い合わせをご利用の場合は・・・

携帯電話・スマートフォンのメールアドレスをご使用の場合、必ず上記の当クラブメールアドレスからのメールを受信できるように、迷惑メール設定を解除してからお問い合わせください。